

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	帝人株式会社			コード	3401
提出日	2021/5/26	異動（予定）日	2021/6/23		
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会に社外役員の選任議案が付議されるため				
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※１）					

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l		
1	大坪 文雄	社外取締役	○										△				有
2	内永 ゆか子	社外取締役	○										○				有
3	鈴木 庸一	社外取締役	○												○		有
4	大西 賢	社外取締役	○										△				有
5	池上 玄	社外監査役	○												○		有
6	中山 ひとみ	社外監査役	○												○		有
7	有馬 純	社外監査役	○												○		有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	社外取締役の大坪 文雄氏は、当社製品の販売先であるパナソニック株式会社の出身ですが、パナソニック株式会社と当社の間の取引について、当社グループの連結売上高に占める割合は1％未満と軽微であり（2021年3月期末実績）、独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しています。	上場会社取締役社長、取締役会長を歴任しており、その豊富な事業経験、卓越した見識をもって、当社取締役会議長として取締役会の活性化を図り、実効性を高めていただくとともに、当社取締役として、当社の事業戦略やガバナンスに加え、役員指名や役員報酬など到的確な助言及び指摘をいただいております。また、当社社外取締役を代表して、外部との意見交換にも積極的に参加いただき、当社のガバナンスの仕組み、今後の課題について意見を述べていただいております。さらに、当社諮問機関であるアドバイザリー・ボードのメンバーとして〇Ｅ〇の選解任、〇Ｅ〇の業績評価、また、指名諮問委員会議長として〇Ｅ〇以外の取締役・執行役員の指名をはじめ、経営全般に対する提言など重要案件の審議においてその職責を十分に果たしております。そのため、今後も、その豊富な事業経験、卓越した見識を活かし、取締役会やアドバイザリー・ボード、指名諮問委員会・報酬諮問委員会を通じて客観的な立場から経営を監督していただくため、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、当社が定める独立社外取締役の要件及び証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しています。
2	当社は、社外取締役の内永 ゆか子氏が理事長を務めるJ－Winへの会費支払いを行っています。その額は当社グループの連結売上高の0.1％未満であるとともに、J－Winの会費総額の1％未満であります。	上場会社取締役副社長の経験があり、その豊富な事業経験、情報通信技術（ＩＴ）分野における卓越した見識、ダイバーシティ（多様性）に対する深い造詣をもって、当社取締役として当社の事業戦略やガバナンスに加え、女性活躍を含めたダイバーシティ活動やＩＴ・ヘルスケア事業など到的確な助言及び指摘をいただいております。さらに、当社諮問機関であるアドバイザリー・ボードのメンバーとして〇Ｅ〇の選解任、〇Ｅ〇の業績評価及び経営全般に対する提言など重要案件の審議においてその職責を十分に果たしております。また、本年4月より指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員に就任いただき、今後も、その豊富な事業経験、卓越した見識、ダイバーシティ（多様性）に対する深い造詣を活かし、取締役会やアドバイザリー・ボード、指名諮問委員会・報酬諮問委員会を通じて客観的な立場から経営を監督していただくため引き続き社外取締役候補者といたしました。また、当社が定める独立社外取締役の要件及び証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しています。
3		国際経済及び通商問題に関する交渉をはじめ、外交官としての豊富な知識経験があり、当社取締役として当社の経営戦略やガバナンスに加え、グローバル戦略などに的確な助言及び指摘をいただいております。さらに、当社諮問機関であるアドバイザリー・ボードのメンバーとして〇Ｅ〇の選解任、〇Ｅ〇の業績評価及び経営全般に対する提言など重要案件の審議においてその職責を十分に果たしております。また、本年4月より指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員に就任いただき、今後も、その外交官としての豊富な知識経験を活かし、取締役会やアドバイザリー・ボード、指名諮問委員会・報酬諮問委員会を通じて客観的な立場から経営を監督していただくため、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、当社が定める独立社外取締役の要件及び証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しています。
4	社外取締役の大西 賢氏は、当社製品の販売先である日本航空株式会社の出身ですが、日本航空株式会社と当社の間の取引について、当社グループの連結売上高に占める割合は1％未満と軽微であり（2021年3月期末実績）、独立性に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、取引の概要の記載を省略しています。	上場会社取締役社長、取締役会長を歴任しており、その豊富な事業経験、卓越した見識をもって、当社取締役として当社の事業戦略やコーポレート・ガバナンスに加え、役員報酬や役員指名など到的確な助言及び指摘をいただいております。コーポレート・ガバナンスにおいては、ガバナンスの実効性を高める仕組み、今後の課題について、2020年度の統合報告書に記載のとおり取締役会において活発な意見・指摘をいただきました。さらに、当社諮問機関であるアドバイザリー・ボードのメンバーとして〇Ｅ〇の選解任、〇Ｅ〇の業績評価、また、報酬諮問委員会議長として〇Ｅ〇以外の取締役・執行役員の報酬をはじめ経営全般に対する提言などを行いその職責を十分に果たしております。そのため、今後も、その豊富な事業経験、卓越した見識を活かし、取締役会やアドバイザリー・ボード、指名諮問委員会・報酬諮問委員会を通じて客観的な立場から経営を監督していただくため、引き続き社外取締役候補者といたしました。また、当社が定める独立社外取締役の要件及び証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しています。
5		公認会計士としての豊富な知見や経験から当社のコンプライアンスの維持・向上への貢献を期待できると考えています。また、当社が定める独立社外監査役の要件及び証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しています。
6		弁護士としての豊富な知見や経験から当社コンプライアンスの維持・向上に的確な助言及び指摘をいただいております。今後も当社コンプライアンスの更なる強化について助言いただけると判断し、引き続き社外監査役候補者といたしました。また、当社が定める独立社外監査役の要件及び証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しています。
7		経済産業省等の省庁及び経済協力開発機構等の国際機関で、資源エネルギー、地球環境・経済問題に取り組んできました。その豊富な知見や経験から当社のコンプライアンスの維持・向上への貢献並びに当社が目指す環境経営などへの助言及び指摘を期待しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、当社が定める独立社外監査役の要件及び証券取引所の定める独立役員の要件を全て満たしており、一般株主との間に利益相反を生じるおそれがないと判断し、独立役員として選任しています。

4. 補足説明

当社では、2003年4月1日より、取締役会の経営監視機能をより一層明確でかつ透明性の確保されたものとするため、社外取締役（候補者を含む）の「独立取締役の要件」を定め、選任の条件としています。また、同様に、社外監査役（候補者を含む）も社内取締役と経営陣の職務執行に関する監査機能をより一層明確でかつ透明なものとするために、「独立監査役の要件」を定めています。具体的な内容詳細については、以下当社ウェブサイトに掲載しております。 https://www.teijin.co.jp/ir/governance/requirements/

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。